

# 下水道使用料の協議経過と 今後の予定

澁川市上下水道局



# 目次（資料構成）

1. 協議経過	1
2. 経費回収率の比較（公共下水道事業）	3
3. 本市における将来の管きょ更新需要（公共下水道事業）	4
4. 県内他団体の使用料について	5
5. 使用料の改定案	7
①水道料金改定程度（10%）をベースに細分化	
②県内12市及び広域圏2町村の平均額程度をベースに細分化	
6. 社会資本整備総合交付金について	9
7. 今後のスケジュール	10
参考資料	11

# 1. 協議経過

## 第4回協議会

令和3年7月28日（水）

### 議題

- ・ 6月市議会定例会経済建設常任委員会協議会への報告内容について
- ・ 水道料金の改定に関する提言書（案）について
- ・ 渋川市の下水道事業の概要（現状と課題）について
- ・ 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る地域再生計画の事後評価について

### 主な委員意見と回答

（意見）公共下水道と他の事業の施設管理費用が違うため、同一料金でない方がいいのではないかと。

（回答）事業形態によって料金に反映させてるわけではなく、市町村合併時に、平均的な形の中で市内を統一しました。ご意見として賜り、必要性について検討していきたい。

## 「水道料金の改定に関する提言書」を市長へ提出

令和3年9月17日（金）

※提言書提出の経過は11ページ参照

## 第5回協議会

令和3年11月10日（水）

### 議題

- ・ 水道料金の改定に関する提言書の提出報告について
- ・ 渋川市の下水道事業の概要（現状と課題の解決に向けた取組）

### 主な委員意見と回答

（意見）借入金の借換えを検討してみてはどうか。

（回答）下水道事業で借り入れしているものは、基本的に借り換えた場合でも期間を延ばすことはできません。取得した資産の耐用年数を超える年数に借り換えられない仕組みとなっています。

## 第6回協議会

令和4年4月21日（木）

### 議題

- ・ 渋川市の下水道事業の概要（使用料改定の必要性と目安について）

### 主な委員意見と回答

（意見） 処理場を減らして効率化を図るのはどうか。

（回答） 行幸田住宅団地のコミュニティプラントという個別の処理場を廃止して公共下水道に接続し、今後の維持管理費を抑えるといった取り組みを行っています。

## 第7回協議会

令和4年7月28日（木）

### 議題

- ・ 渋川市の下水道事業の概要（具体的な使用料体系の検討）

### 主な委員意見と回答

（意見） 他の多くの自治体は、10立方までを基本料金内としているが、渋川市も10立方を基本料金内とすることはできるのか。

（回答） 経営状況、他市の状況、いただいた意見を加味しながら最終的な検討をしていきたいと思えます。

～ 会議終了後、物間沢水質管理センターにて現地視察 ～

## 第8回協議会

令和4年10月27日（木）

### 議題

- ・ 渋川市の下水道事業の概要（改定の目安と時期について）

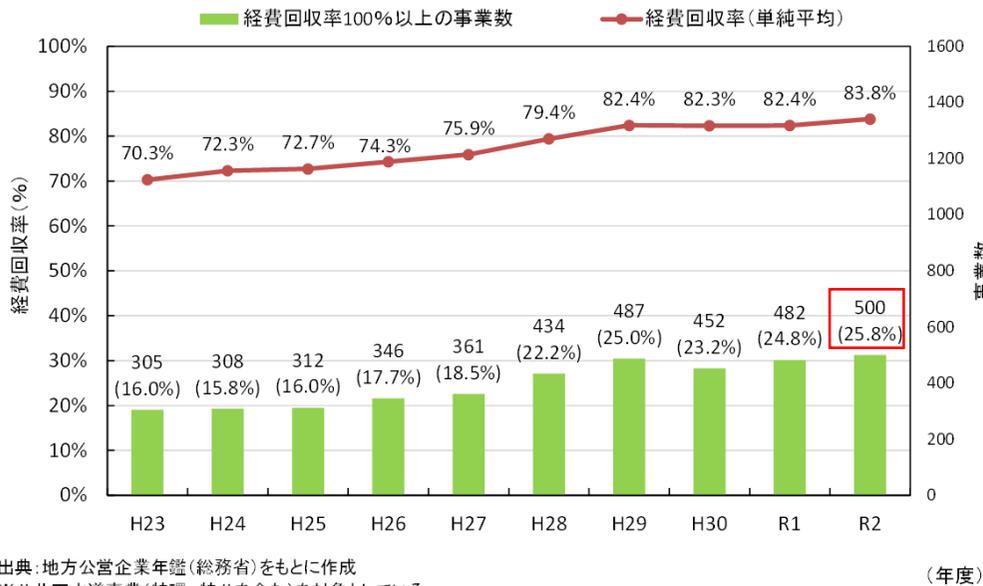
### 主な委員意見（回答は別紙のとおり）

- ・ 使用料単価を上げて経費回収率を回復しようとのことだと思うが、経費回収率を低くしている他の要因についても改善の方法を探らなければいけない。
- ・ 他団体における使用料区分の傾向はどのようになっているか。
- ・ 使用料を段階的に上げる検討をして欲しい。

## 2. 経費回収率の比較（公共下水道事業）

- 全国の傾向をみると、経費回収率は上昇傾向にあります。望ましいとされている100%を達成している団体は全国で約26%にとどまっています（令和2年度時点）。
- 公共下水道事業で比較すると、本市は、県内12市に近隣の吉岡町及び榛東村を含めた中で、使用料単価と経費回収率が最も低い状況です。当該14市町村の経費回収率の平均は82.16%で、全国類似団体平均は91.81%であり、本市（61.52%）は大幅に下回っています。

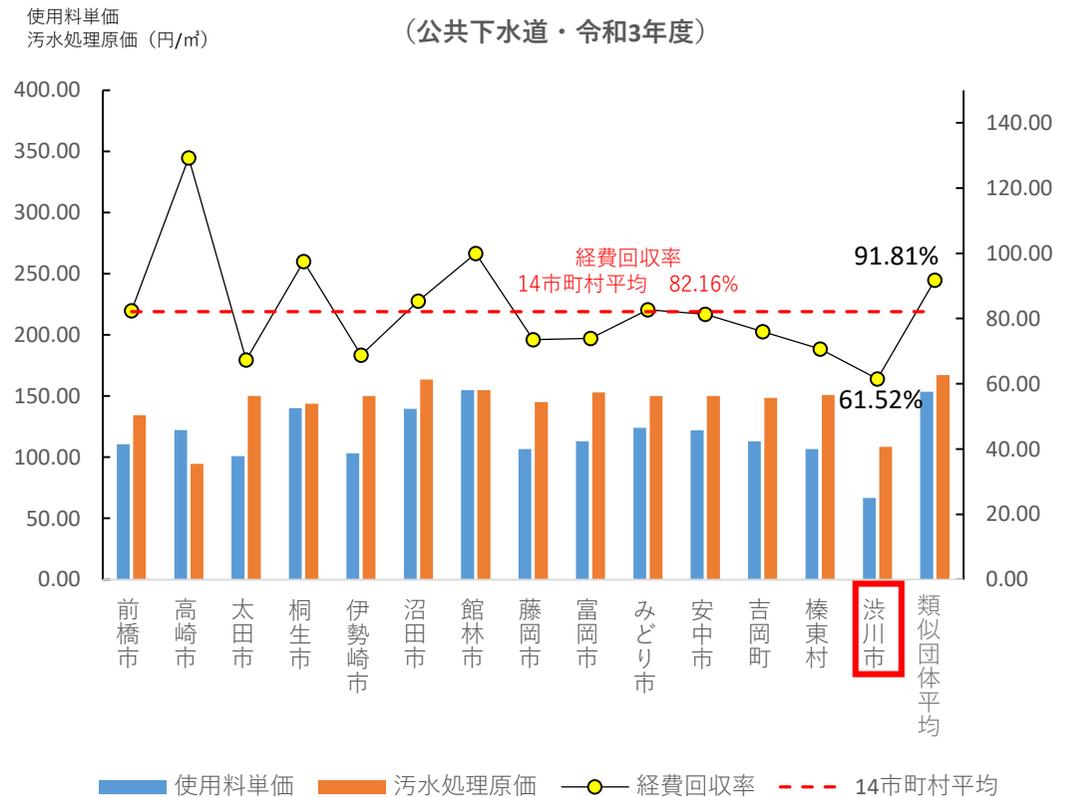
経費回収率等の推移（全国）



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成  
 ※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。  
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。  
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

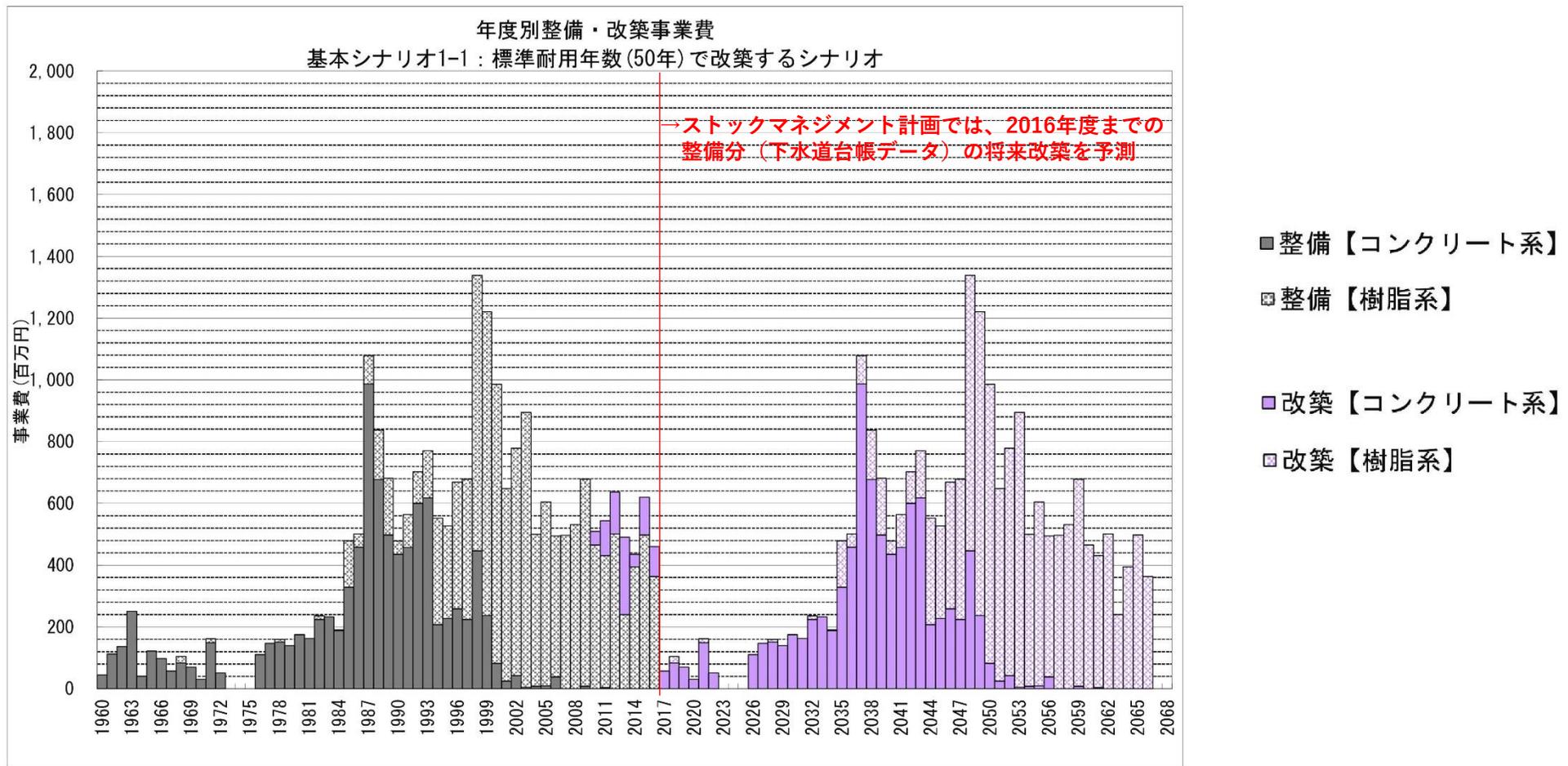
（国土交通省HP「下水道事業の経営原則」より）

市町村別 使用料単価、汚水処理原価と経費回収率  
 （公共下水道・令和3年度）



### 3. 本市における将来の管きょ更新需要（公共下水道事業）

- 下表のとおり、将来的に管きょにおける多額の改築事業費が見込まれています。標準耐用年数（50年）で試算すると、2026年から2066年にかけて改築事業費が発生し、2048年頃にピークを迎える計算になります。
- これに加えて、下水道普及のための管きょ新設工事や、処理場及びポンプ場の改築事業費等がかかります。



「渋川市公共下水道ストックマネジメント計画」より

## 4. 県内他団体の使用料について ～ 料金表の比較 ～

○ 県内 12 市及び広域圏 2 町村 下水道使用料金表の比較

令和 4 年 4 月 1 日現在

	基本使用料	超過使用料												超過使用料区分数			
		0	8	10	20	25	30	40	45	50	100	200	250		300	400	500
渋川市	630	0	100			113			125						3		
前橋市	640	0	110			115			125			160			4		
高崎市	680	0	108	143			187			210			4				
桐生市	1,000	0	150												1		
伊勢崎市	450	53	93	106			109			113			5				
太田市	0	101															1
沼田市	1,191	0	134			143			153			3					
館林市	1,000	0	170	175			185		210	215			5				
藤岡市	900	0	100		110		120						3				
富岡市	1,000	0	105					110			115		3				
安中市	1,000	0	120		140									2			
みどり市	1,000	0	110		150									2			
榛東村	1,000	0	100				110								2		
吉岡町	1,000	0	110			120			130						3		

\* 基本使用料は、一般汚水用における 1 か月あたりの金額。超過使用料は、1 m<sup>3</sup>あたりの金額。(税抜：円)

(備考)

- 高崎市は、7 地域（高崎地域、箕郷地域、群馬地域、新町地域、倉淵地域、榛名地域、吉井地域）ごとに料金を設定しています。今回は、高崎地域の料金体系を比較対象として使用しています。
- 太田市は、基本使用料を設定していません。
- 基本使用料の区分は「8 m<sup>3</sup>まで」が 3 自治体、「10 m<sup>3</sup>まで」が 9 自治体です。伊勢崎市は、1 m<sup>3</sup>から超過使用料が発生します。
- 超過使用料は均一が 2 自治体、2 区分が 3 自治体、3 区分が 5 自治体、4 区分が 2 自治体、5 区分が 2 自治体です。

# 4. 県内他団体の使用料について ～ 使用料の比較 ～

○ 県内 12 市及び広域圏 2 町村 下水道使用料の比較

令和 4 年 4 月 1 日現在

団体名	基本使用料 A	使用量	超 過 使用料 単 価	超 過 使用料 B	備 考	2 か月使用料 (A×2)+B 消費税込	順位 (低い順)
渋 川 市	630 円	4 0 m <sup>2</sup> ※1	100 円	2,400 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,026 円	1
前 橋 市	640 円		110 円	2,640 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,312 円	4
高 崎 市	680 円		108 円	2,592 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,347 円	5
桐 生 市	1,000 円		150 円	3,000 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	5,500 円	12
伊 勢 崎 市	450 円		53 93 円	2,920 円	基本使用料に超過使用料は含まれない。	4,202 円	3
太 田 市	0 円		101 円	4,040 円	基本使用料設定がなく、使用従量による。	4,444 円	7
沼 田 市	1,191 円		134 円	2,680 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	5,568 円	13
館 林 市	1,000 円		170 円	3,400 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	5,940 円	14
藤 岡 市 ※2	1,800 円		100 円	2,000 円	20 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,180 円	2
富 岡 市	1,000 円		105 円	2,100 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,510 円	8
安 中 市	1,000 円		120 円	2,400 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,840 円	11
みどり市	1,000 円		110 円	2,200 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,620 円	9
榛 東 村	1,000 円		100 円	2,000 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,400 円	6
吉 岡 町	1,000 円		110 円	2,200 円	1 0 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,620 円	9

※1 標準家庭の排除汚水量 4 0 m<sup>2</sup> で算定した。(1 か月あたり 2 0 m<sup>2</sup>)

※2 藤岡市は、基本使用料の条例規定が「2 か月」であるため、条例に基づき計算した。

～参考～ 平均額に近い改定とする場合(「基本使用料」を 3 0 %、「超過使用料」を 1 0 %増額)

渋 川 市	819 円	4 0 m <sup>2</sup>	110 円	2,640 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,705 円	10
-------	-------	--------------------	-------	---------	----------------------	---------	----



※3 「平均額」は、県内 12 市及び広域圏 2 町村の平均額

## 5. 改定案①：水道料金改定程度（10%）をベースに細分化

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m <sup>3</sup> まで	693 円 (630円)	9 m <sup>3</sup> 以上	(100) 105 円
			20 m <sup>3</sup> まで	
			21 m <sup>3</sup> 以上	(100) 110 円
			40 m <sup>3</sup> まで	
			41 m <sup>3</sup> 以上	(113) 124 円
			100 m <sup>3</sup> まで	
温泉汚水	1 m <sup>3</sup> につき		(13.34) 15 円	
臨時用			(194) 213 円	

細分化

基本使用料：10% 増

超過使用料

20m<sup>3</sup>まで：5% 増

21m<sup>3</sup>以上：10% 増

( ) 内は現行の使用料

### ○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

単位：百万円

経営戦略のスケジュール			見直し					計画期間終了 R9	期間合計	期間差額 合計
	R3	R4	R5	R6	R7	R8				
使用料収入（現行）	618	615	612	609	606	603	600	4,263	約8.9%増	
使用料収入（改定後）	672	669	666	663	660	657	654	4,641	378	
繰入金収入（現行）	1,489	1,519	1,551	1,523	1,531	1,536	1,574	10,723	約3.6%減	
繰入金収入（改定後）	1,435	1,464	1,495	1,468	1,476	1,481	1,518	10,337	-386	

#### 【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの

繰入金収入：R3=決算数値、R4・R5=予算数値。R6以降は、経営戦略数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

### ○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m <sup>3</sup> 未満	78.2円/m <sup>3</sup>	×	85.0円/m <sup>3</sup>	×
経費回収率が80%未満	62.2%	×	67.57%	×
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない		改定済(条件達成)	○

## 5. 改定案②：県内12市及び広域圏2町村の平均額程度をベースに細分化

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m <sup>3</sup> まで	819 円 (630円)	9 m <sup>3</sup> 以上	(100) 105 円
			20 m <sup>3</sup> まで	
			21 m <sup>3</sup> 以上	(100) 110 円
			40 m <sup>3</sup> まで	
			41 m <sup>3</sup> 以上	(113) 124 円
			100 m <sup>3</sup> まで	(125) 138 円
			101 m <sup>3</sup> 以上	(125) 138 円
温泉汚水 臨時用	1 m <sup>3</sup> につき		(13.34) 15 円	
			(194) 213 円	

細分化

基本使用料：**30%** 増

超過使用料

20 m<sup>3</sup>まで：**5%** 増

21 m<sup>3</sup>以上：**10%** 増

( ) 内は現行の使用料

### ○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

単位：百万円

経営戦略のスケジュール	見直し						計画期間終了 R9	期間合計	期間差額 合計
	R3	R4	R5	R6	R7	R8			
使用料収入（現行）	618	615	612	609	606	603	600	4,263	約13.8%増
使用料収入（改定後）	703	699	696	693	690	687	684	4,852	589
繰入金収入（現行）	1,489	1,519	1,551	1,523	1,531	1,536	1,574	10,723	約5.7%減
繰入金収入（改定後）	1,404	1,432	1,462	1,436	1,444	1,449	1,485	10,112	-611

#### 【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの  
繰入金収入：R3=決算数値、R4・R5=予算数値。R6以降は、経営戦略数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

### ○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m <sup>3</sup> 未満	78.2円/m <sup>3</sup>	×	88.9円/m <sup>3</sup>	×
経費回収率が80%未満	62.2%	×	70.69%	×
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	×	改定済(条件達成)	○

## 6. 社会資本整備総合交付金について

### 社会資本整備総合交付金

- 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金として整理し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されました。
- 本市においては、平成22年度から令和3年度までで約24億6千万円の交付を受けています。補助率は50%であるため、約49億2千万円が補助対象事業費となります。  
→ 下水道の整備において非常に重要な財源となっている

### 国土交通省による留意事項通知

下水道事業は、全国的に整備が進んでいる中ではありますが、社会資本整備総合交付金等を活用しながらも、財政的な理由を主として事業の執行がなかなか進まない団体が多くあります。

このような事態を鑑み、国土交通省からは、下表の要件に該当する団体は、令和7年度以降、社会資本整備総合交付金（未普及対策事業）の重点配分\*対象から除く意向が示されています。

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	本市の場合	該当	達成に必要な改定 倍数(参考概算)
使用料単価が150円/m <sup>3</sup> 未満	78.2円/m <sup>3</sup> (令和3年度)	○	約1.92倍
経費回収率が80%未満	62.2%(令和3年度)	○	約1.29倍
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	○	—

\*重点配分とは？

国が重点的に交付金の充当を行うとされる事業。未普及対策（下水道管きよの布設工事）も対象になっているが、今後、重点配分の対象外となると、補助率や内定率等に影響が出る可能性がある。

# 7. 今後のスケジュール

## 令和5年6月～ 下水道事業経営戦略の見直し

平成30年3月に策定した下水道事業経営戦略について、経営実態や経営環境に照らし合わせた全面的な見直しを実施します。

- 主な見直し内容・・・
- (1) 経営戦略全体を公営企業会計ベースへ見直し
  - (2) 物価上昇等、最新の実績値をふまえた「投資・財政計画」等の見直し
  - (3) 将来的な使用料改定における基本方針の検討
  - (4) 汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業の追加

## 令和5年7月 第10回渋川市上下水道事業の経営に関する協議会

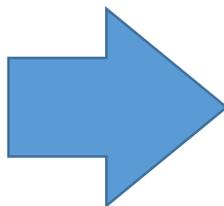
これまでの協議内容をもとに、下水道等使用料改定に関する提言書（案）の検討を行います。

## 令和5年8～9月 市長へ「下水道等使用料改定に関する提言書」を提出

### ○今後のスケジュール（案）

	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12		
改定スケジュール	水道料金（1案）					市議会へ条例改正案提出	改正内容の周知						料金改定										
	水道料金（2案）								市議会へ条例改正案提出	改正内容の周知					料金改定								
	水道料金（3案）											市議会へ条例改正案提出	改正内容の周知						料金改定				
下水道使用料				協議会における提言書の検討	市長宛提言書の提出	経営戦略見直し業務期間				【議会説明】下水道使用料の改定方針について									市議会へ条例改正案提出（最短）				

- ✓ 一般会計の財政圧迫
- ✓ 社会情勢の急激な変化
- ✓ 国土交通省が示す期限



**令和6年度中の改定案  
議決を目指す**

## 参考資料

### ～ 水道料金改定に係る経過 ～

#### 令和3年9月17日 市長宛てに提言書を提出

上下水道事業の経営に関する協議会にて検討を重ねた改定方針案等を取りまとめ、市長に提出。

#### 令和4年4月25日 令和4年度スタートアップミーティング

令和4年度中の水道料金の改定に向けた作業を進めていく要旨を説明。

#### 令和4年9月7日 市議会経済建設常任委員会協議会

水道料金の改定方針について内容を説明。12月市議会定例会に条例改正案を提出する旨も説明。

#### 令和4年11月1日 市長説明

急激な物価高騰など昨今の社会情勢を勘案し、12月市議会定例会への条例改正案提出を見送ることを決定。

#### 令和4年12月7日 市議会経済建設常任委員会協議会

令和4年9月市議会経済建設常任委員会協議会において、12月定例会に条例改正案を提出する予定である旨を説明したが、社会情勢等を勘案し提出を見送ることを説明。

#### 令和5年1月 市長説明

新年度予算の編成にあたり、当初予算に料金改定を見込まないこととした。また、令和5年3月定例会への条例改正案（令和5年度中の料金改定）の提出についても、見送ることとした。